

地場水産物加工流通施設整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、回遊資源の低迷と魚価安から漁家経営が厳しい状況にあることから、漁業者が自ら地場水産物の付加価値向上を目指して加工・販売に取り組むことで、漁業者等の所得向上に繋げることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し、ひやま漁業協同組合の正組合員（団体・グループを含む）及びその組合員の家族で生計をともにしていると認められるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、第1条の目的を達成する事業で次表に掲げるとおりとし、補助金の額は、区分別に補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てとし、また、補助上限額を超えたときは当該補助上限額とする）とする。

事業内容	補助対象経費		補助率	補助上限額 (千円)
	区分	内容		
地場水産物の加工・販売に必要な施設、機械、備品類等の整備に要する経費（但し、水産物を製造販売するうえで食品衛生法等関連法令の基準を満し、製造販売許可を取得する或いは取得済みであること。）	I	ア. 水産物加工施設 水産物の加工に必要な建物及び機械設備（例：冷凍冷蔵庫、乾燥機、燻煙機等）。	1/2以内	2,500
	II	イ. 水産物加工備品 水産物の加工に必要な備品類但し、1件につき5万円以上の備品類（例：真空包装機、各種検査機器、電子秤、衛生器具、収納棚等）。 ウ. その他 必要と認められる施設器具等。	1/2以内	1,000

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付申請及び交付決定等は、団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和46年上ノ国町規則第2号）及び団体に対する補助金等の適正化に関する規則実施要綱（平成15年上ノ国町要綱第449号）に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、交付申請等に添付する書類は別記第1号様式から別記第6号様式とし、必要に応じて別に定める。

(報告義務)

第5条 事業者は、町長が水産物等の加工・販売に係る実績の報告を求めた場合、書面をもって報告しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。